

使用料、補助金等の見直しについて

1 基本スタンス

『茨木市行財政改革指針』に基づき、施設利用料等の減免制度とそれと関連する団体補助金のあり方について、「受益者負担の適正化」及び「公益性の確保」の観点に立ち見直しを図ります。

2 見直しの体制

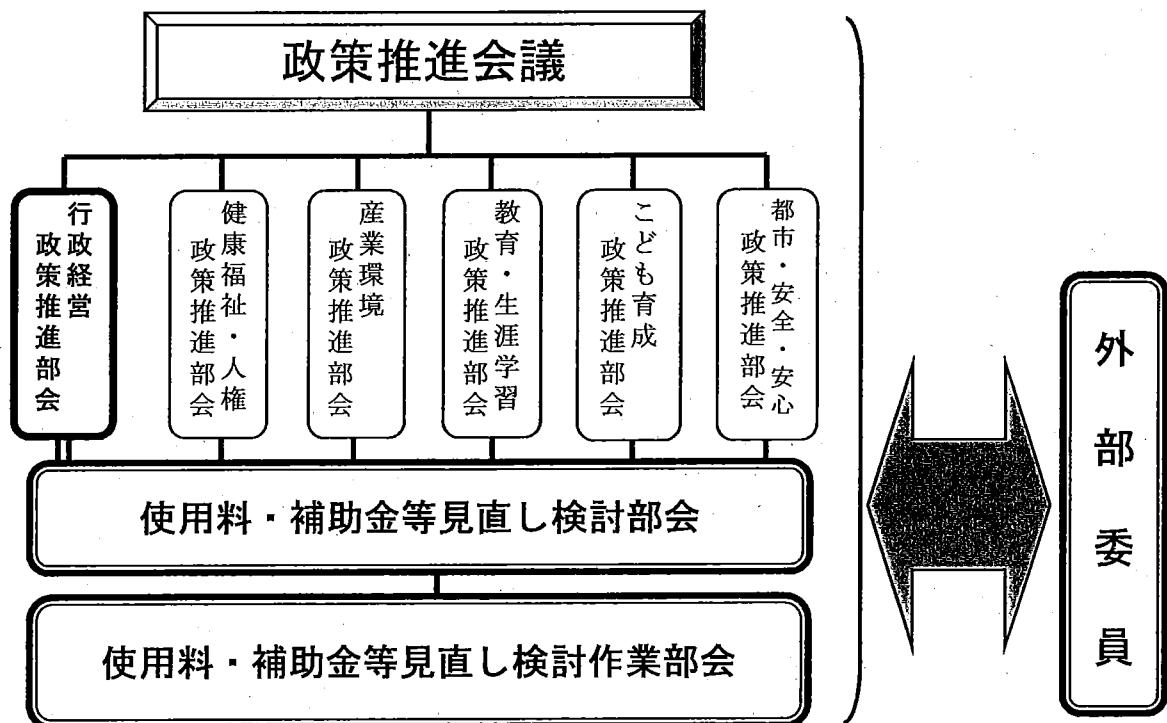
市の政策推進や政策課題の解決を図る「茨木市政策推進会議」に位置づけ見直しを行います。

①府内体制

使用料等及び補助金とも見直しの範囲が多岐にわたるため、全庁的な検討チームを立ち上げるとともに、総括機能を財政課と政策企画課で担う効率的な体制を編成します。

②外部委員との協力

「市民の目線」による見直しを実践するため、公募による市民及び学識経験者等の外部委員の様々な見地からの意見を踏まえ、使用料等及び団体補助金の適正化を図ります。



3 見直しのスケジュール

使用料・手数料については、21年12月を目途に見直し案を決定し市民等への説明を行い、22年3月議会に上程し、周知期間を経て22年10月から新たな制度を施行します。

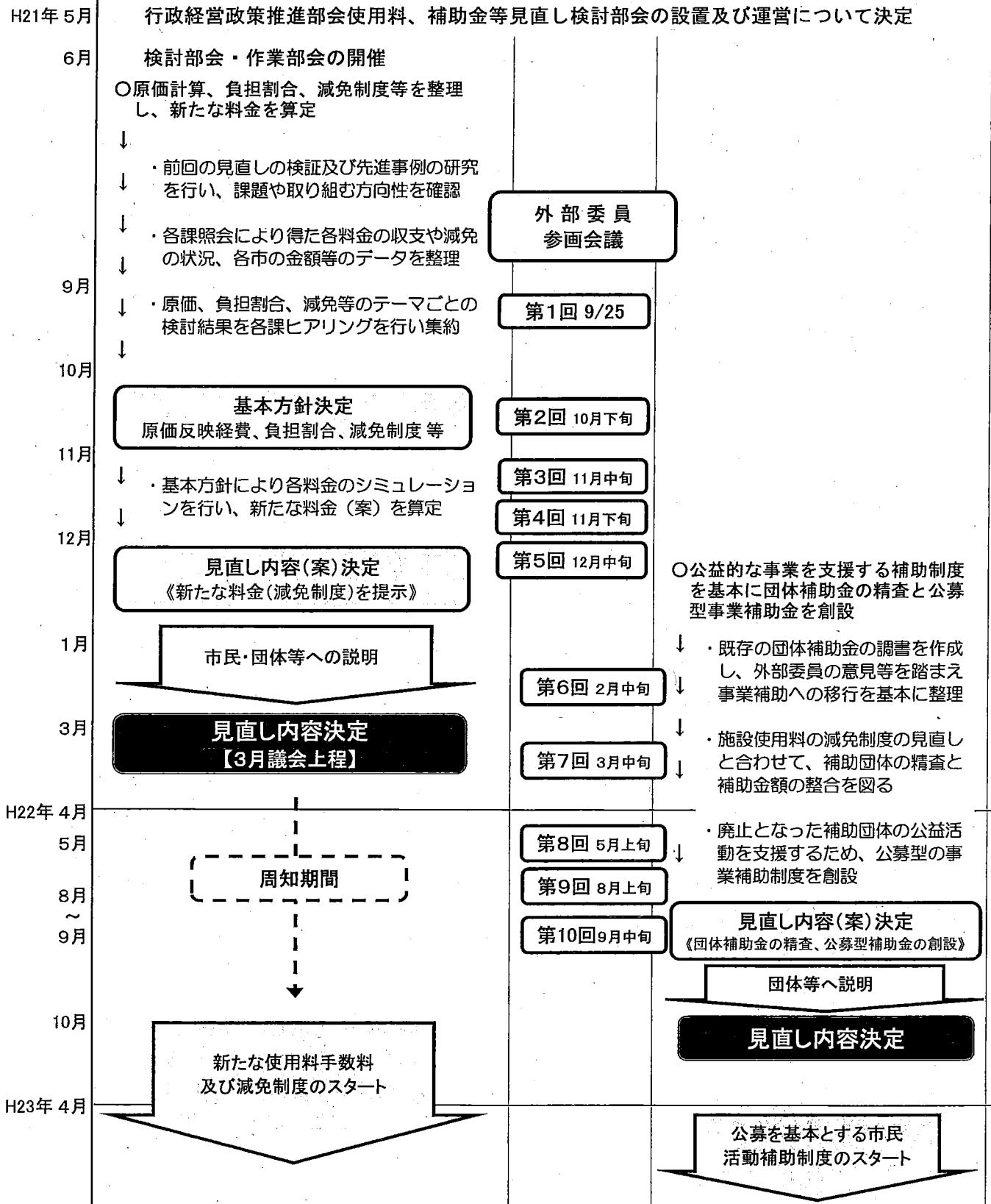
補助金については、新たに創設する公募型補助制度等と調整しながら、23年4月から新たな制度を施行する方向で見直しを進めます。

《使用料・補助金等の見直しスケジュール》

府内 検討部会・作業部会

使用料及び手数料等

補助金



使用料・手数料の見直しにおける基本的な事項

1 基本理念

「受益者負担の適正化」を確保すること！！

受益者負担とは、「特定の者が利益を受けるサービスには、利用者に相応の負担を求める。」ことであります。適正化を図ることは、市全体の行政サービスの維持と向上の基本となる税の公平な配分の確保に向けた行財政運営の基本的かつ不斷の取組みであります。

◆受益者負担と税財源の公平な配分の関係◆

行政が担う様々な市民サービスは、市民の皆さんからの税金を基本に実施しています。

テニスコートを例にしますと、その維持管理には光熱水費や清掃、修繕、管理人の雇用等の経費がかかり、それらは利用する人の利用料と利用しない人の税金でまかなわれています。

利用料の負担が少ないと、市税で負担する割合が大きくなり、その分その他のサービスへ配分することができなくなり、市民サービス全体に影響をおよぼすことにつながります。

2 見直しを図る項目

(1) 対象となる受益者負担

条例に規定されている「使用料及び手数料」の料金について適正化を図ります。

(2) 使用料・手数料とは

地方自治法に規定されている、地方公共団体が市民から徴収することができる収入です。

◎使用料とは

公の施設（広く市民一般が利用するための施設）等を利用する者が負担する料金

【市民会館使用料、駐車場使用料、体育館・プール・テニスコート使用料、

水道・下水道使用料、道路占用料 など】

◎手数料とは

地方公共団体の行う事務において、特定の利益を得る者が負担する料金

【住民票や戸籍、印鑑証明交付手数料、課税や納税証明手数料、ごみ処理手数料、

建築確認申請手数料 など】

(3) 料金算定の方法

$$\text{料金} = \text{原価} \times \text{負担割合} (\times \text{減免率})$$

新たな料金の算定については、上記の算式により得られた金額を基本に検証を行い、減免制度の抜本的な精査と合わせて、適正化に取り組みます。

3 整理すべき具体的な項目

料金算定に必要な「原価、負担割合、減免制度」の項目について、整理していきます。

(1) 原価

施設の管理運営や役務の提供等の行政サービスにかかるコストであり、受益者に負担を求めるべき、あるいは行政が負担すべき経費の範囲を整理し決定します。

【原価の基本的な算定式】

$$\textcircled{O} \text{ 使用料の原価} = \text{施設の } 1 \text{ m}^2 \text{あたり単価} \times \text{貸出面積}$$

$$\textcircled{O} \text{ 手数料の原価} = \text{事務処理に要する経費} \div \text{処理件数}$$

(2) 負担割合

施設の管理運営等のサービス提供にかかるコスト（原価）を、どこまでを税金で、あるいは受益者で負担するのかを設定する割合であり、施設の種類により「公共性の度合」や「民間でのサービス提供の有無」等の観点にたち設定します。

(3) 減額・免除制度

社会的な弱者や施策推進等の政策的な配慮に基づいて実施されるもので、「受益者負担の例外」として、施設の設置目的と公平性の観点を基本に、限定的・特例的に行われるものです。

4 前回の見直し

平成14年度に行った見直しは、ほぼ20年間改訂を見合わせてきたことから、原価計算等を行い算定した料金と現行料金との乖離等が大きく、料金改訂は、経済情勢や他市の状況を基礎に、施設使用料は現行料金の一律1.3倍、証明手数料については150円を300円とした。

その後、社会経済情勢の変化等を考慮し、一定の期間（約5年間）を目途に検証を行い適正化を図っていく考え方のもと、今回、減免制度と団体補助金と合わせて見直しを行います。

5 市民が納得する見直し

使用料等の料金は、利用者である市民に直接影響をおよぼすものであり、料金の引き上げに対しては厳しい意見が予想されます。

市民に納得を得られる見直しとするには、

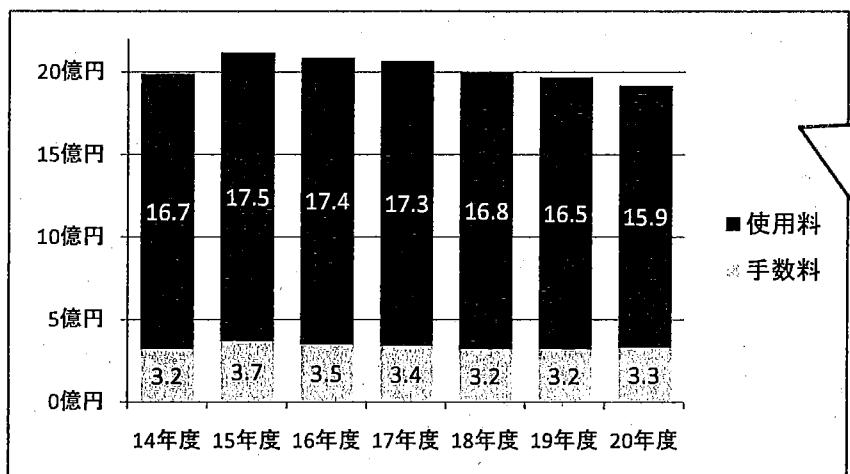
- 行政だけでなく市民や学識経験者等の外部委員の意見を参考とする「市民の目線にたった見直し」を進めること
- 受益者負担の適正化は、市全体の行政サービスの維持と向上のための不可欠な取組みであることを市民全体にわかり易く伝え理解してもらうこと

が重要であると考えます。

6 茨木市の状況（一般会計 20年度決算）

(1) 収入額と占める割合

- ① 使用料・手数料の決算額 19.2億円（使用料15.9億円、手数料3.3億円）
- ② 歳入総額に占める割合 2.6% (19.2億円 / 741億円)
- ③ 年度別の推移



○15年度は、全庁的な見直しにより増加
使用料1.3倍、証明手数料150円⇒300円 等

○18年度以降は、指定管理者制度の導入に伴う
利用料金制の実施により、使用料は減少
市民会館等▲6千万円
プール▲6千万円 等

(2) 主な項目

○使用料 15.9億円

（駐車場7.7、道路占用料2.5、幼稚園1.6、市営葬儀・斎場・火葬場1.5、体育館・運動広場・テニスコート0.9、市営住宅0.7、生涯学習センター・公民館等0.3 ほか）

○手数料 3.3億円

（廃棄物処分関係1.8、住民票・戸籍・印鑑証明関係0.9、税証明関係0.2、建築確認等都市計画関係0.2 ほか）

作業部会の検討状況

1 部会の開催状況と活動

(1)会議の開催状況

平成21年6月19日（第1回）から9月24日（第15回）まで、毎週1回開催。

(2)活動の概要

「公費負担割合、減免制度、原価算定の整理」を基本テーマに3つの班に分かれ、班別の報告と協議を重ねながら見直し作業を進めています。

①総括班

官民負担割合の考え方、報告書の取り纏めや、調査票A表（総括表）の内容確認、他市状況等の集約

②減免制度班

減免制度のあり方についての審議

③原価計算班

調査票B表（原価計算）の内容確認と原価計算の集約

2 見直しの方向性

原価に反映する経費や公費負担の割合を見直すことにより、「原価×公費負担割合」の算式により得られた金額を基本にシミュレーションを行い料金を検証するとともに、減免制度についても、施設の設置目的を再確認し、現在の幅広く適用されている減免範囲の限定と整合性に欠ける減免割合の精査と合わせて、引き上げだけでなく引き下げも踏まえた料金の検討を行います。

3 検討の内容

(1) 公費負担割合

- 使用料については、原価に負担割合を乗じて算出することとし、負担割合については、公の施設それぞれの「公共性」と「民間でのサービス提供の有無」などの基準で分類し、0%、25%、50%、75%、100%の5段階を想定しています。
- 見直しの内容が決まれば、パブリックコメントを実施し、原価等については、各窓口等に掲出するなどし、市民への説明責任を果たします。

(2) 減免制度

- 市民会館やクリエイトセンター等、施設の設置目的が市民一般の利用を基本とする施設については、減免制度を廃止します。
- 障害者施策や男女共同参画の推進等、特定の設置目的がある施設については、各自目的に合致した団体を限定して減免を適用しますが、現行の3割減免団体については、原則として適用しないことを基本とします。

(3) 原価計算

- 現行料金との乖離の縮小を基本に、原価に反映する経費の範囲を、人件費や光熱水費、清掃等維持管理に要する経費に限定します。
- 使用料の原価の算出は、「原価=各施設の1m²当たり単価×貸出面積」を基本としますが、プールやテニスコート、駐車場等の基本の算式では対応できない料金については、適切な算式を考えます。